

## 公共職業訓練

### 概要 公共職業訓練の概要

#### 1. 概要

国及び都道府県は、その責務として「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないこととされており（職業能力開発促進法第4条第2項）、この規定を踏まえ、労働者ごとのニーズに即した多様な職業訓練を実施するため、公共職業能力開発施設を設置している。

#### 2. 訓練対象者

離職者、在職者、学卒者

#### 3. 公共職業能力開発施設【264校】

区分	職業訓練の実施	設置主体	設置数
職業能力開発大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程） 専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施（応用課程）	独立行政法人雇用・能力開発機構	10
職業能力開発短期大学校	高卒者等に対する高度な職業訓練を実施（専門課程）	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県	1 13
職業能力開発促進センター	離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	独立行政法人雇用・能力開発機構	61
高度職業能力開発促進センター	中堅技術者を対象にもものづくり分野を中心とした先端的かつ高度な職業訓練を実施	独立行政法人雇用・能力開発機構	[1]
職業能力開発校	中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県 市町村	159 1
障害者職業能力開発校	障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国（注） 都道府県	13 6

（注）：運営は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（2）及び都道府県（11）に委託している。